て、真宗東派に屬する。

**眞宗東派に屬する。 三字東派に屬する。 三字東派に屬する。** 

の塔司であつたと傳へる。 といふ。又坊の館といふ所があつて、親王寺といふの地がその址であるといふのがあって、親王寺の塔司であつたと傳へる。

安ンノウシヤ 親王社 鹿島郡小田中親王 東の上にあつた社殿で、この社は資永元年の 政社號帳には『親王社、祭神大入杵尊、小田 中鎮座産神』とするものである。明治八年十 一月親王塚の大入杵命御墓として治定した 後、九年この小祠を墳前なる堀の傍に移して 能登臣神社と稱し、四十一年三月更に小田中 なる兄代神社に併合して白久志山御祖神社と 世籍した。

統記五卷を上つたとし、櫻雲記は興國五年と 南方紀傳には、延元四年親房常陸から神皇正 信を輔けて常陸に下つたからである。而して る。原本の末に、『此記者、去延元四年秋、爲」 種五八。毎卷永享十年に書寫したことを載せ 國寶に指定せられた。竪二六種三六・横一七 するが、何れにしても撰述の後久しからずし 彼篇目、粗勒"子細」墨。』とあり、旅宿之間と 歟)一卷文書、総尋』(得脫歟)最略皇代記、任』 示"童蒙、所、馳"老筆」也。旅宿之間不、審"(蓄 四册一部の神皇正統記がある。大正五年五月 機説―白山比咩神社所藏の國實に、紙本墨書、<br/> いふは、延元三年著者北畠親房が、その子顯 て後村上天皇に上つたのである。本書また前 ジンノウショウトウキ 神皇正統記(一)

年を經た興國四年癸未、增補訂正したことを 白山國資本は四卷であるが、これは書寫の便 重せられてゐたことがわかる。本書の卷數 本書が暫くの間に、武家方までに傳播して珍 **階寫したのはそれより前であるわけである。** 當り、親房薨後二ヶ年であるが、瀧口基邦の 者の奥書で、延文元年は宮方の正平十一年に 門尉基邦之本、令、寫、之畢。』とあるのは贈寫 大和國 信貴山居住之時、以"彼家僕 瀧口左衞 以上は親房の加へた奥書で、延元四年から五 處、錯亂多端。癸未秋七月聊加1修治、以」此 文の後を受けて、 は、南方紀傳に五卷とし、瀧口本は兩帖とし、 いふのである。本書更にその次に『右本兩帖 稔、不、圖有,展轉書寫之輩,云々。 形披,見之, 宜に隨うたものに過ぎぬ。 爲」本。以前披見之人、莫॥嘲哢」耳。』とある。 北島源准后法都軍也。延文元年之頃、 『其後不、能,再見、已及,五

(1)追記―白山國寶本は、前記二種の奥書の(1)追記―白山國寶本は、前記二種の奥書を附帯にてみる。この略譜の記述者は、國寶本にはその書寫を永享十年初夏又は孟夏と記し、勝寫者と同一であらう。何故なら、國寶本に記その書寫を永享十年初夏又は孟夏と記し、

(三)筆者―白山國資本神皇正統記の筆者は不 の所蔵であつたが、後に白山記は總長吏の有 を同じくし、筆蹟を同じくすと認められるの を同じくし、筆蹟を同じくすと認められるの みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 みならず、白山記の奥書には、永享十一年六 の書

(四)書寫年代―白山國寶本神皇正統記は從來なつたのであらう。さればこそ神皇正統記の白山西神主上道氏榮と書添へられてゐるのである。西神主上道氏榮と書添へられてゐるのである。西神主上道氏於藩政初期に絕炊した後、ある。西神主上道氏於藩政初期に絕炊した後、ある。西神主上道氏於帝政初期に絕炊した後、なつた徑路は之を推察するに難くない。

ららつ 資本は、現存神皇正統記中の最古のものであ れたのみである。是に由つて見れば、白山國 昌親房卿於n南方」書n進後村上院一云々。深秘 之時書寫、僻字落字等可、在、之。此記者、北 に『應永四年丁丑十二月上旬書」之。此本少年 あつた。此の本は白山國資本及び六地藏寺本 書の全く同一系統に属する為であらう。而し ゐるが、その文の白山國資本第一の奥書と同 が、原本は夙く失せて、その影寫本が傳へら 于函内」勿、出 間外。四位老士實位。』とある と同じく、親房が 先に 延元四年に 撰んだの 寺本は現時その所在を失うた。又青蓮寺本が は別に研究を要するが、惜しむらくは六地藏 じく、僅々一兩字の差あるに過ぎぬのは、兩 れるに及んで、六地蔵寺本の奥書を轉載して 群書類從所載のものは之に據つて校合したこ には、常陸國六段田の六地蔵寺本があつた。 本と稱すべきである。抑神皇正統記の古寫本 ることは前述の通りであるから、宜しく永享 書所藏者の附記した年號で、書寫の永享にあ て六地藏寺本と白山國寶本との新古に就いて とを奥書し、更に活版本群書類從の發刊せら 享祿本と稱せられてゐた。しかし、享祿は本 癸未の年に修治したことを記し、その次

> 陪塚として保存せられる。 親王塚を大入杵命の御墓と治定し、龜塚も亦 られてゐる。明治八年十二月廿七日教部省は、 穴のあつたことは、加能越金砂子に記され、 別個のものとせられてゐる。而して龜塚に擴 ことを證し得られる加能越金砂子には、全然 そは全く誤謬なるべく、寶曆以前の著である 今いふ親王塚を單に上の岡と記してあるが、 も龜塚といふも、共に今の龜塚のこと」し、 る。安永年間の能登名跡志に、親王塚といふ 對して龜塚又は龜山と稱する前方後圓墳があ 皇の御子大入杵命を祭神とした。親王塚と相 から鏡一面・管玉一個を得た。仍つて鏡を神 を存する。藩政の時頂上に石室を露出し、中 陣すと載せたのは是である。圓塚で前面に湟 龜塚の名によつて浦島子に類する傳説の退化 實として親王社と稱し、口碑によつて崇神天 したものを有することは、能登名跡志に述べ 王塚と稱した古墳がある。平家物語に、壽永 二年木曾義仲が能登國小田中新王塚の前に列 シンノウヅカ 親王塚 鹿島郡小田中に親

の最上流を眞の谷と稱する。

じ、五年篠原刑部長忠の死するに及んで當職徳二年に 村上傳右衞門孝存が 御小將頭に轉復料百五十石を賜はつて以後連綿したが、正投辦盛昭兩人に命ぜられ、五年三月十九日田伊織盛昭兩人に命ぜられ、五年三月十九日